

## 学校いじめ防止基本方針

### 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

#### 1 基本理念

泉南市では、「泉南市子どもの権利に関する条例」が制定され、本市に生まれ育つすべての子どもが「生まれてきてよかった」と心から思えるそんな「子どもにやさしいまち」の実現を目指している。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「生きる力の育成」を教育目標としており、そのために豊かな心の生徒を育て、人権を尊重する学校づくりに重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

#### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対して、一定の人的関係がある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ対策委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、首席、指導教諭、児童・生徒支援コーディネーター、生徒指導主事、各学年主任（学年生指）、人権教育担当、養護教諭、支援学級担任、関係者など
- (3) 役割
- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
  - イ いじめの未然防止
  - ウ いじめの対応
  - エ 教職員の資質向上のための校内研修
  - オ 年間計画の企画と実施
  - カ 年間計画進捗のチェック
  - キ 各取組の有効性の検証
  - ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

一丘中学校 いじめ防止年間計画					
	1年	2年	3年	学校全体	
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 家庭訪問 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 家庭訪問 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 家庭訪問 (家庭での様子の把握)	学年の状況に応じ、道徳の授業をいじめ防止を目的とした教材を使用して年間を通じおこなう。	
5月	授業参観	授業参観	授業参観		
6月	いじめアンケート実施 ふれあい週間	いじめアンケート実施 ふれあい週間	いじめアンケート実施 ふれあい週間		アンケートの集約 第1回いじめ対策委員会
7月	懇談会	懇談会	懇談会		
9月	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクール		夏休み明けの状況把握
10月	体育祭	体育祭	体育祭		
11月	いじめアンケート実施 ふれあい週間	いじめアンケート実施 ふれあい週間	いじめアンケート実施 ふれあい週間		アンケートの集約 第2回委員会（進捗確認）
12月	懇談会	懇談会	懇談会		
1月					冬休み明けの状況把握
2月	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施		アンケートの集約
3月	ふれあい週間 懇談会	ふれあい週間 懇談会	ふれあい週間 懇談会		第3回委員会（状況報告と取組みの検証）

### 5 取組状況の把握と検証

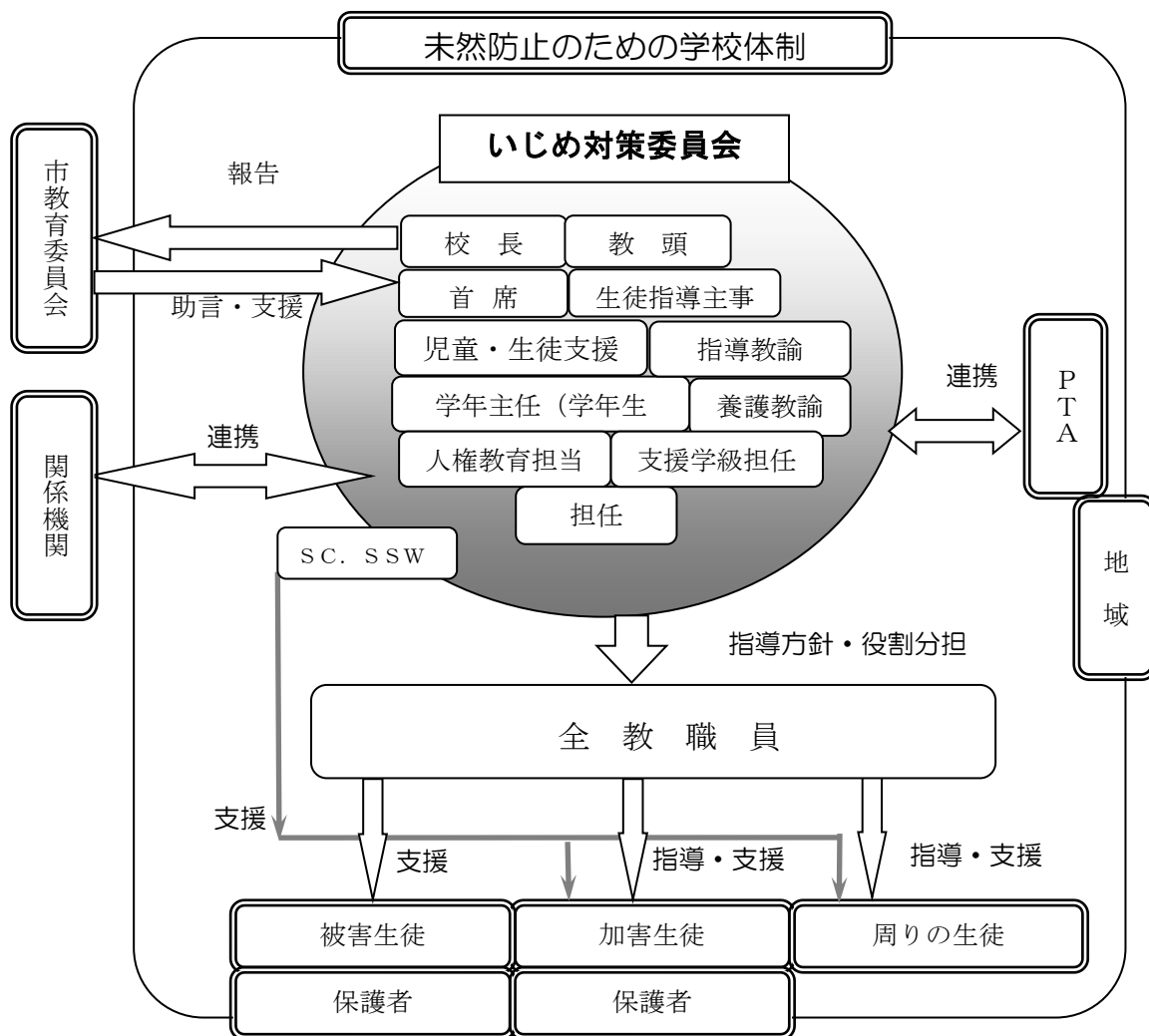
いじめ対策委員会は、年4回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



### 2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して職員会議や校内研修を通し、いじめ防止の浸透を図る。生徒に対しては、道徳や人権教育、特別活動、各種通信等、様々な機会をとらえて、いじめが重大な人権侵害であることを啓発していく。また、生徒の様子の変化を見逃さないよう、平素からの観察を怠らないようにする。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、各教科で言語活動を取り入れた授業を行い、コミュニケーション能力の育成を図る。また、学校行事や生徒会活動、クラブ活動など様々な取り組みの中で、自己肯定感を持つことができるような場を設定するように努める。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、すべての生徒を対象としたいじめ防止の観点を持つことが重要である。学校の教育活動全体を通して、生徒の豊かな情操、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を築いていく能力の素地を養うことが必要である。そのために、指導方法等の工夫改善と表現力を高める言語活動を取り入れた授業研究を行い、分かりやすい授業づくりを進めるとともに、生徒の自主性、主体性を尊重した生徒会活動、クラブ活動を充実させ、互いに支え高めあう集団づくり、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。また、スポーツや文化活動などでストレスに適切に対処できる力を育む。さらに、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員の人権感覚を研ぎ澄まし、生徒の立場に立ち、生徒理解を深められるよう、お互いの取り組みの情報交換を行い、その折々の課題に応じた人権研修を実施する。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むため、生徒会活動、委員会活動、体育大会や文化祭等への取り組みで、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っていると感じとれる場を多く設定するように努める。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳や人権教育、特別活動等でいじめに関する教材を取り上げ、様々な切り口で多面的に人権問題について考え、実践する取り組みを進める。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにし、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するように努める。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 把握の方法として、定期的なアンケートは年間3回、各学期に1回ずつ実施する。定期的な教育相談としては、年2回のふれあい週間を実施する。日常の観察としては、朝夕の短学活やチャイム着席の指導等で生徒の様子を観察する。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、家庭訪問や保護者懇談会の場を活用する。また、必要に応じ家庭連絡を行い、生徒の情報収集に努める。

- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、スクールカウンセラーによるカウンセリングを軸に、こども支援コーディネーターをはじめ各教職員が円滑な連携を図る。
- (4) 学校だよりやポスター掲示等により、相談体制を広く周知する。学校教育自己診断やPTA実行委員会での聞き取り等により、適切に機能しているかなど定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては十分に配慮し、厳重に管理するものとする。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、大阪府教育委員会が示している「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育大会や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」、「情報の発信者」として必要な知識を学習する機会を設ける。

## 第5章 重大事態への対処

### 1 重大事態の認定について

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、またいじめにより、生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、いじめ対策委員会がこれを重大事態と認定する。

生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合も、重大事態が発生したものとする。

### 2 重大事態の報告について

重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。

## 第6章 その他

### 1 改訂

本基本方針に基づき対応・行動をとる中で、想定に収まらない事象や追加が必要な項目が見出された時は、速やかに問題点を検証し、いじめ対策委員会が中心となり改訂を行う。